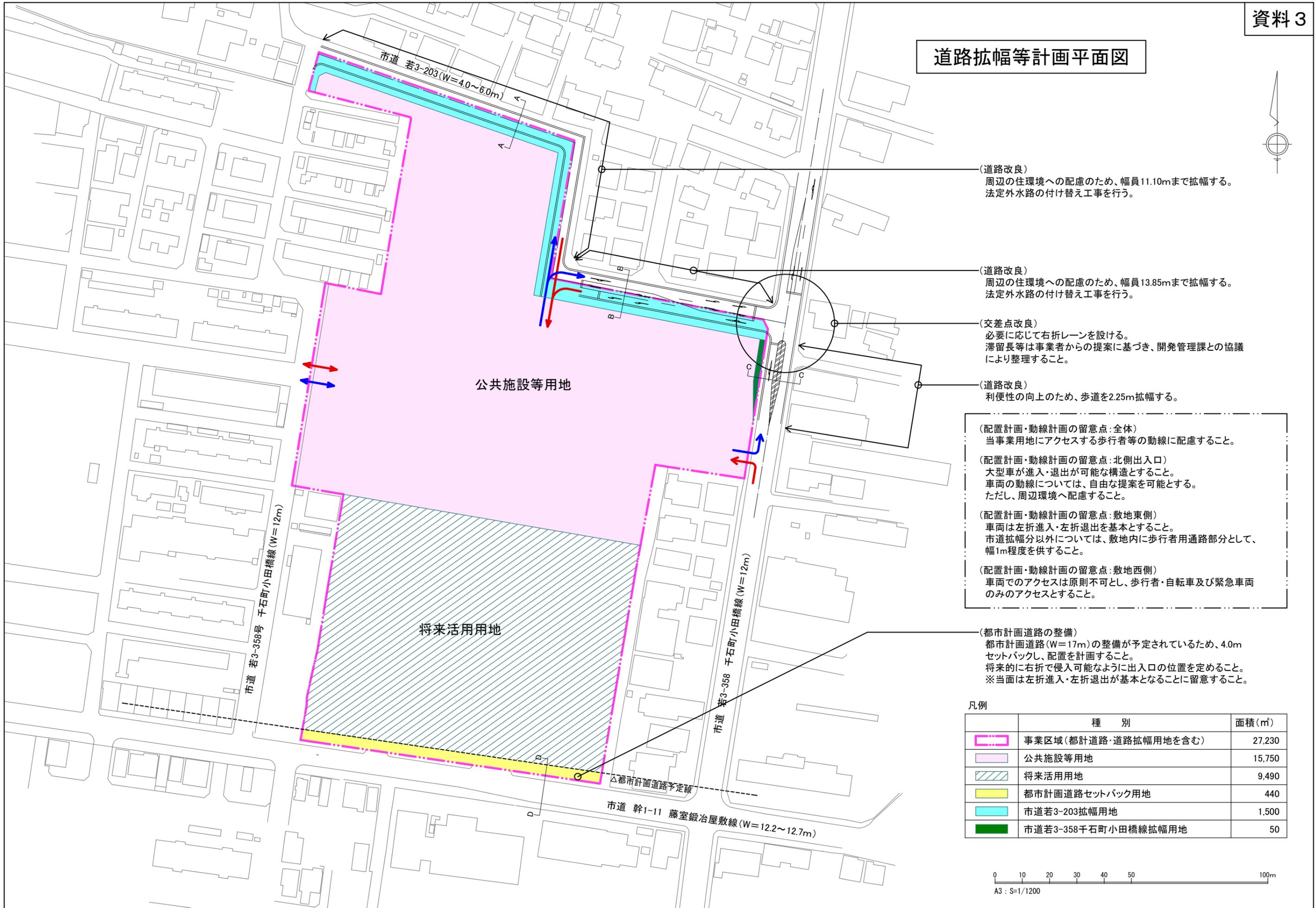


道路拡幅等計画平面図



(道路改良)
 周辺の住環境への配慮のため、幅員11.10mまで拡幅する。
 法定外水路の付け替え工事を行う。

(道路改良)
 周辺の住環境への配慮のため、幅員13.85mまで拡幅する。
 法定外水路の付け替え工事を行う。

(交差点改良)
 必要に応じて右折レーンを設ける。
 滞留長等は事業者からの提案に基づき、開発管理課との協議により整理すること。

(道路改良)
 利便性の向上のため、歩道を2.25m拡幅する。

- (配置計画・動線計画の留意点: 全体)
 当事業用地にアクセスする歩行者等の動線に配慮すること。
- (配置計画・動線計画の留意点: 北側出入口)
 大型車が進入・退出が可能な構造とすること。
 車両の動線については、自由な提案を可能とする。
 ただし、周辺環境へ配慮すること。
- (配置計画・動線計画の留意点: 敷地東側)
 車両は左折進入・左折退出を基本とすること。
 市道拡幅分以外については、敷地内に歩行者用通路部分として、幅1m程度を供すること。
- (配置計画・動線計画の留意点: 敷地西側)
 車両でのアクセスは原則不可とし、歩行者・自転車及び緊急車両のみのアクセスとすること。

(都市計画道路の整備)
 都市計画道路(W=17m)の整備が予定されているため、4.0mセットバックし、配置を計画すること。
 将来的に右折で侵入可能なように入出口の位置を定めること。
 ※当面は左折進入・左折退出が基本となることに留意すること。

凡例

種 別	面積 (㎡)
事業区域 (都計道路・道路拡幅用地を含む)	27,230
公共施設等用地	15,750
将来活用用地	9,490
都市計画道路セットバック用地	440
市道若3-203拡幅用地	1,500
市道若3-358千石町小田橋線拡幅用地	50

